

ですからまたいまだ一点、財政当局におかれましては、他市の台所を見るといようなことではございませんけれども、敵を知らずしておのれはわかりませんので、他市のいろいろな財政問題についても突っ込んで研究する必要があるのではないかと、いこうに思っています。ましてこれから施設等の交付金ですか、個人防音に食われるといううな、あるいは国の方の目がどうも民生安定の公共団体に向いていないというような判断もいたしております。私はそのような観点から、KPCRは確かに終わったかもしませんが、いまでもいままでも以上に取り組む必要が、防衛庁に対しても取り組む必要があるし、なおかつ文部省、建設省、厚生省関係、あるいは都の関係についてももう一度洗い直して、これは債務負担行為とは逆になります。債務負担行為とは別な考え方でございしますけれども、ただけるものは全部いただいてほしい。こういう気持ちから、私は今回一般質問をいたしたわけでございしますので、ひとつ意のあるところをおくみとりいただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 次に十二番松山 清君。

(十二番 松山 清君 登壇)

○十二番(松山 清君) 三点にわたって一般質問をさせていただきます。

一つはサイクリング道路の問題ですが、現在、多摩川堤防を利用したサイクリング道路が設置されており、多数の人たちが利用しております。今後、この道路を南公園から羽村町境のアサノボール跡地まで連続したものにする考えを持っておりますのかどうか、お尋ねをいたします。南公園からアサノボール跡地まで連続いたしますと、延長が約五キロメートル以上になると思います。せうかくの道路ですから、せめてこのくらいの延長は最低限必要であらうと思います。

市当局といたしまして、今後どのような考えを持っておられるのか、まず第一点、お尋ねをいたします。

第二点目には休日診療についてであります。

市の世論調査によりますと、夜間や休日診療の充実に対する要望は五〇％以上あり、保健、医療に対する要望は、まさに夜間休日診療の充実の一言に尽きると言えると思っております。現在、健康センターにおいて休日診療が実施されておりました。市民からも喜ばれておりますが、残念なことに歯科の診療所は開設に至っておりません。大人はともかく、子供の虫歯の痛みは待たないであります。歯科医師会との話し合いに実施する上での問題はかかっておると

と思いますが、この点におきまして市当局は現在までどのような話し合いを進めてこられていたのか。また今後、どのように進めようと考えているのかをお尋ねいたします。

第三点目は、航空機事故等における協定についての考え方であり、防衛施設方は三月五日、福生市民会館において、米軍、自衛隊の航空機事故に伴う災害発生の際、救援活動についての連絡調整に対する協定案なるものの原案説明会を行いました。この説明会には、基地周辺自治体及び警察、消防関係者などが参加をしたと報道されております。

席上説明された協定案なるものが、それぞれ各自治体関係機関に持ち帰り、検討されていると思いますが、当市といたしまして、この協定原案に対してどのような検討を加えられているのか。また、この協定案が自治体から見た場合の問題点等はあるのかないのか、この点について詳しくお聞かせ願います。

以上簡単ですが、三点一般質問とさせていただきます。

(市長 石川常太郎君 登壇)

○市長(石川常太郎君) お答えを申し上げます。

三点につきまして私が一応申し上げます。詳しくは担当者より申し上げます。

いただきますので、御了承いただきたいと思います。

サイクリング道路につきましては、一日も早く完成するよう祈っているところであります。五千三百六十メートルでございます。幸いにいたしました。陸橋の建設に当たりましては、道路を横断せずトンネルをつくっていただきました。今後、建設省あるいは西鉄と協議を重ねてまいりたいと存じております。

二点目、休日診療でございます。歯科医の組合と折衝をしておりますが、一番の難点は歯科医が少ないということでございまして、現在十六名でございまして、休日診療をいたしますと、当番の回り方が早過ぎまして、とても現在の人員ではできないということでございます。残念なことでございますけれども、直ちに福生だけで休日診療を開始するということは困難な見込みでございます。大変遺憾なことではございます。申しわけないと存する次第でございますが、今後とも折衝あるいは何らかの方法を考えていかなければいけないと思っております。そのように努力をいたしますつもりでございます。

航空機事故の問題でございますが、御承知でございますので、私からは余り詳しく申し上げます。担当から申し上げますが、お説のとおり、三月五日に会合が

ございました。これは防衛施設庁の主催になるものでございまして、警察も参加をいたしました。これの発端は、横浜に事故が起き、墜落いたしましたときに、連絡方法が非常にまずかったわけでございます。この点につきまして、私の方でも少し怠っていたということを率直に認めまして、市民に謝らなくてはならないわけでございしますが、いつ起きるかわからない航空機でございしますので、これは私が率先して、このような会をやるべきだったというふうに、私は考えております。これは本当に申しわけないと思っております。

まだ人間基地関係の埼玉県の方は説明が終わっておりません。六月の初めに人間基地関係の会合があるそうでございまして、それが終わりました。七月中には全体会議が持たれるそうでございしますので、そのときに市の要望を添付いたしました。また私も参加できると思いますけれども、参加をいたし、意見を開陳したいと思っております。連絡のみならず、むしろ市が主導権ということはむしろかしこいかもしれませんけれども、市の方が主導的な立場になるような会が持てればよいかと考えております。この事故に対する一つの連絡機関を設けるということについては、私は賛成でございしますので、その内容につきまして、私なりに十分検討をし、意見の開陳

をしてまいりたいと思つてゐる次第でございします。それは七月でございします。まだ日は決定いたしません。

細部につきましては、やはり担当部長より御説明申し上げます。

○建設部長(斉藤多市君)　まず第一点目のサイクリング道路につきまして、補足答弁を申し上げます。

先ほど申し上げましたように、南公園からアサノポール跡地まで全延長五千三百六十メートルあるわけでございしますが、理想とするところでは、車の通らない純然たるサイクリング道路をつくるという計画を持ってゐるわけでございまして、現在まで約二分の一の二千五百メートルが完成してゐるわけでございします。今後ネックとなりますのは五日市線の鉄橋下、多摩橋下、永田橋下、さらに永田会館、長徳寺下のかけ地、これらでございまして、現在建設省側との交渉の中では、五日市線下、多摩橋下、永田橋下につきましては、あの下を巻き込むという形で現在交渉を持っております。これにつきましても、特に現在新堤計画もございしますので、それらもあわせて、建設省で現在検討中ではございしますので、これら点につきましても、先ほど市長が申し上げましたように、建設省、国鉄に対して今後積極的に陳情、努力をして

まいりたいと思います。

○市民部長（生子国利君） 市長の補足説明を申し上げたいと思います。

休日歯科診療の關係から申し上げます。

御要望の点がござりますが、現在の歯科の救急体系といたしましては、休日医科と同じような形で体系がとられております。西多摩の医師会としては、歯科の關係につきましても大体七十名程度の医師がおるわけですが、非常に少ない關係から、この西多摩地域を毎休日あるいは祭日等順番制で行われますと、非常に回数が多くなるということで、福生の場合におきましても市長が申し上げましたとおり十六名でございますので、これを一年間の数字で行いますと非常に医師の回数が増えてくるということです。一医師会としては、いまのところ先ほど市長が申し上げたような現状でございまして、市としても積極的に医師会との折衝は持っておりますけれども、実情がそういうことです。それから熊川にも江藤医院というようなのが現在建設中でございまして、歯科診療が四所行われてございます。四名の医師を置くかどうかという問題がございますけれども、そういうふうな病院關係ともわれわれは一般的に緊急時に對する処置に對して御協力を賜りたいという考え方を持っております。

歯科としても人員がふえるようになりますれば、体系的には独自で福生市だけでやるのではなく、やはり福生、羽村、瑞穂程度の方を共同で縮小した休日診療というものを考えられることもあるのではないかと。それにはやはり陣容の問題だということ、医師会と話し合っております。そのような考え方で現在進めておりますが、なるべく私の方も御協力を賜るようお願いしたいと思っておりますが、市としてはもし実施に踏み切るならば、いつでもその準備の用意はあるということでございます。

航空機事故の問題でござりますが、通報の關係で先ほど概要的には市長が申し上げておりますとおり、七月に全体会議が行われるというふうなことでございしますが、この内容そのものにつきましては、検討そのものはどうかということでございますが、まだこれにつきましては向こうの説明を受けただけで、内容的には、その際の会合の内容ではどういうふうな方法でやるかというふうな問題については、もう少し意見を述べさせてくれと、次の機会に意見を述べさせてくれというふうなことでございします。

その際に、先ほどの御質問の内容につきましても、われわれとしても一応説明はしたいと、特に通信のあり方につきましては、恐らく資料をお持ちだと思っておりますが、通信の体系そのものが、市民からの通報によるということが、一つ難点があるのではないかと。

航空機事故の場合における処置としては、やはり航空管制塔がございますので、米軍あるいは自衛隊の関係につきましても、そういうふうな処置がある程度通報がこちらからもなされるのではないかと。したがって住民が見つけてから通報するということは、非常に問題があるのではないかと、この点も、われわれも考えております。そこらへんが一番問題ではないかと思っております。

その他につきましての討議につきましては、現地における統括的な連絡所を設けるとか、それから通信体系についての指令一本で出すとかいうふうなことで、一応協定の内容に折り込まれておるわけです。いずれにしても市長が先ほど申しましたとおり、市は連絡的な問題は別として、市民の救援活動については、いずれにしても飛行機事故、あるいはほかの事故においても当然、市としての任務があるわけで、消防団あるいは警察署、消防署においても同じようなことだと思っておりますけれども、そういうふうなことで航空機事故による連絡体系だけは、福生市そのものについては、密にしていきたいというふうな、まだ協定につきその一部そういう点は検討してみますとありますので、これは次回の会合に申し上げまして、これらの点については、きりとした回答をもういたいと考えております。

○十二番(松山 清君) 自席から再質問させていただきます。

第一点目のサイクリング道路については、できるだけ一日も早く完成したいと思っております。ということと、そのための西鉄とか建設省とかも協議を進めているというふうな答弁でありました。現在二千五百メートル完成いたしてあるわけで、そういう点では一日も早く全体がつかがるように、いろいろ大変な点もあろうかと思いますが、ひとつ努力をいただきたいと思います。それと同時に、全体の完成をするということと、それかたえは部分的に完成しております。——南公園の方から来れば五日市線まで、五日市線から上流の部分と、両方完成しているわけですけれども、五日市線に分断されているところがあるわけで、そういうところだけ、たとえば五日市線鉄橋のところをつなぐればかなりの距離がとれるわけで、そういうところも考えながら今後進めていただきたいと思います。この点については要望にしておきます。

二番目の休日の歯科診療の問題ですけれども、歯医者さんが十六名しかいないで、当番が早く回ってくるというふうな形で、なかなか問題がこの辺が大変だと、市の方としてはいつでも準備の用意があるというふうな答弁でしたが、五十二年の九月ですけれども、このときにも一般質問で議員の方から出されたわけです。このときにはどう

言ったかと申しますと、市内の歯医者さんの数は十人で、だから大変だ——ということだったと思うんです。一年二年しかたっていないわけですからねども、今回十六名まで歯科医師の方がふえているわけですね。そうしますと、これは大変だということは何名になればそういう当番制としてやれるのかということになると思つうんですね。十名で大変、十六名になっても大変、二十名になればできるのかということになれば、まだ大変だということになってしまうと思うんです。江藤という歯医者さんが開設するというようなことも出されましたけれども、その辺で確かに相手があることなので、簡単には話し合ひは進まないと思うんですが、ただ人数の問題だけで当番が早く来るかどうか大変だということだけではなく、もう少し進めた話をしていただきたいと思います。思うわけですから、その点についてどうなのか。五十二年九月の時点においても、人もそろつたら直ちに話し合ひを進めていくんだという答弁が市長の方からされているので、余りこの二年間、進展がないような感じがするわけです。その点で、ひとつ努力されていると思いますが、もう少し進めていく考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後の航空機事故の問題なんですが、部長の方からも出されましたけれども、確かに横浜のファントム墜落の問題を一つの契機にしているわけです。協定が施設庁の方

から出されたわけですから、これを見ますと、部長が言いましたように事故の連絡体制の問題、これは非常に問題があると思うんです。

ここに小さな図があるんですが、施設庁が出したもののんですが、第一番目の通報は住民というか、目撃者が二〇番なり、二九番なりして初めて連絡体制が出てくるんだと、施設庁の方は一つの例なんだ、一つの例なんだと国会答弁でも逃げて

いるわけですから、しかし第一番目が事故の目撃者者なんですね。部長がさっき言われましたように、まず事故が起きるという問題以前に、飛行機が不調になったということは、管制官が真っ先に知るわけですね。メーデーというS.O.S信号がその時点で入るわけですね。これは横浜の緑区において起きたファントムの戦闘機の墜落のときにも、国会議員団が後日管制官に対しての調査をやりましたか、そのときに当時自衛官と米軍と両方いるわけですが、自衛官に聞いたつ、一番初めに非常に危険だという信号が入ったと。しかしその受けた情報はどこに出したかと言つと、ただ上官に報告しただけで、その先は何もしないというような状況があるわけだ、住民が知るのには墜落するそのときなわけですが、墜落するかしないかという先のことは、当局としてかなり早い時点に、米軍なり自衛隊の管制官が知っているわけ

です。かなり早く知るわけです。

そういう通報が真っ先に米軍なり自衛隊なりから関係自治体に入ってきたければならないと思うんです。ところが施設方から出されてくるのは市町村が一番最後、どうでもいいようなところの情報。一番最後にお知らせされるという形になっている。こういうところにもひとつ問題があると思うんです。そういう点では自治体としての検討も加えられていく必要があると思うんですが、ぜひそういう面も考えられまして、七月の全体会議が持たれる中で、そういうところに意見として出していきたい、と思います。

それから幾つかあるんですが、やはり私の考えで見ても、ひとつ出すところに出していただきたいと思うのは、やはり横浜の場合の事故のときにも、もちろん事故が起きないことが一番いいわけですが、万一起きたと想定いたしますと、墜落して住民が非常にやけどで苦しんで、一方米軍のパイロットはかすり傷程度でピンピンしている。そこに日米協定によりまして自衛隊が出動するわけです。被害救助の方、被害者を救助する方、ヘリコプターで来るわけです。墜落する前から連絡が入っているわけですから、真っ先に自衛隊が出動するわけですね。そうしますと、だれを

助けていくかと言うと、米軍のパイロットを助けてもらったわけです。横浜では現実に、それでもって、地元の救助にかけつけた消防団の人たちが、まさに歯ぎしりして、くやしがつたということがあるわけです。かたや住民が真黒い顔になって、本当に全身やけどで苦しんでいるというのを、ほっぽって、自衛隊はヘリコプターでパイロットだけ助けた。そして病院に連れ込んだということが起こったわけです。それが一にも今後こういうようなことが協定の上でも起こらないようにしておかなければならない、ということを、そういう点もひとつ出していただきたい、と思うんです。

それから当然、消防署なり地元の消防団の方が、そこに事故の起きた場合に、出動するわけですから、たとえれば、米軍の飛行機なり、自衛隊機なりが何を積んでいたかというのが非常に重要だ、と思うんです。もし燃料だけでなく、爆発するようなものを積んでいるかどうかということも知らなければ、ならない、と思うんです。出動するに当たって、ところが出されている問題では、消防に対しては、米軍から直接そういうものがあるかどうかというような情報が入るようになっていないわけですね。これでは地元の消防団が爆発するものが積んであるかどうか、わからない、ということでは、なかなか近寄れない。救助を手をこまねいて見ている、ということにならう、かと思

うんですね。そういう問題もあるのではないかと思うんです。

そういうこともありますので、協定を結ぶ上では非常に慎重に検討して、今後問題が起きないような形でやって結んでいかなければならないのではないかと思うんです。その他非常にいろいろ問題があるんですけれども、そういう二、三の問題を、私、いろいろ開いたり考えた点で、この場でお話ししますけれども、これは十分検討していただき、たいと思います。ただ協定を結ぶから何でもいんだということではないと思います。それと一際もう一つこの場で言っておきたいのは、やはり事故が起きた場合に、統括するものが本来は普通の災害の場合は消防署なんかだと思うんです。ところがこれは施設庁という形になっておりまして、施設庁の本部に消防の方が出かけていかなければ、いろいろなことが聞けないという形にもなっているわけで、これはまさに逆だと思つうわけで、消防の方に対して、情報をいろいろな形で集めるというようなことになるかと思うんです。そういう点で検討を加えていただきたいと思います。と思うんですけれども、そういう点についてお聞かせいただきたい。

○市民部長（生子国利君） 休日診療の問題ですが、人員の問題で、何人いたってそれではできるかということになりますと、問題は人員の数ではなく、医師会が相手ですか。

らどうしても医師会の御了解を得るほかないわけで、いま数字的に申し上げますと現在七十名くらいで西多摩地域というふうな休日診療を行っているわけで、これは月に一回一カ所です。百名程度になりますと、大体二カ所程度できるのではないかと、こういうような医師会の考え方を持っているようでございます。そういうふうな考え方で現在福生の場合で十六名、またほかがふえたとしてもどうしても相手のあることで市の方でやれという命令は出せませんし、また技術の問題でわれわれができるわけではないわけで、そういう点から施設、そういうものについては市としても十分配慮できると思います。ただ医師会のそういう理由もあるでしょうし、また救急体制も現在とられているわけですから、そういう点で余り刺激を与えたくないという問題もあります。しかし市としては、ぜひやっていただきたいということで、今後も折衝に当たります。

二番目の航空機事故の関係で、確かにこの図面で見えますと消防団というのは入っていないようですけれども、消防団につきましましては市との関連で、福生市という中に消防団も統括的に入っていると、この前の質問には答えているようですが、こういうことと、いまの自衛隊の問題のヘリコプターの問題がありますが、そういう問題があ

るがために連絡網を密にいたしました。援助の方法をとるといふのがねらいのようです。消防署と市との関係につきましては、福生市なんかの場合、消防署と市役所とかホットラインを持っておりますので、その状況はすぐに入るといふふうに考えております。いずれにしても、連絡網によってある程度の救援というものが敏速にできるのではないかと、必ずしも米軍だけの問題ではなくて、当然、そういうふうな方向で、今後の連絡網によって処置できるというふうに考えているわけでございます。

いずれにしても、この協定の内容につきまして、いずれ者詰めに入りますれば、また議会等にも申し上げまして、こういうふうな回答でいくというふうに考えているわけでございします。この市においてもやはり国との協定ということになりますと、ある程度慎重を期して、後ほど協定を組むということになりますので、そのような考え方でおります。

○十二番(松山 清君) 休日歯科診療の方は確かに相手があるわけですが、ひとつこれは市長の方でも、市長得意の足を何遍も運んでやってももうどうということも行いまして、ぜひとも歯科医師会の方にも御理解をいただきまして、実施できるようなお骨折りをいただきたいと思ひます。その点をひとつお願いしたいと思ひます。最後の協定の問題なんですけれども、私は細かく言いませんでしたけれども、市長並

びに担当が市民部になるわけですが、絶対にあいまいにすることなく、本当に知恵を出し合つてこの問題点について者詰めてもらいたいと思ひます。これは結んでからあつたようなことではどうしようもないわけで、事故がもちろん起きないのはまず第一番目ですが、当然、再発防止の問題とか、そういうものを含めて検討しておいていただきたいと思ひます。これは非常に重要な問題なので、軽視することなく内容を者詰めてもらいたいと思ひます。今後私もさらに検討してみまして、機会があったら意見を述べさせていただきますと思ひます。

以上で終わります。

○議長(小林菊三君) 以上で一般質問を終わります。

○議長(小林菊三君) 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十分 休憩

午後一時

開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二議案第七十二号 議会の議員の昭和五十四年六月期期末手当の支給割合等を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第七十二号 議会の議員の昭和五十四年六月期期末手当の支給割合等を定める条例について 提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議員の皆様はこの六月期において支給すべき期末手当の支給割合等につきましては、昨日の全員協議会において御説明を申し上げましたとおり 支給割合は報酬月額額の百分の百九十五と定めようとするものでございます。

なお、その支給日は条例の上では六月十五日までに支給することに相なっておりますが、今期は物理的に間に合いませんので、附則の第二項に特例規定を設けまして、この六月期に限り、二十一日までに支給と読みかえようとするものでございます。

御審議をいただきまして、原案どおり御可決御確定あつんことをお願い申し上げます。

上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○一番(石川慶一郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十二号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま石川慶一郎君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十二号は原案

どおり可決いたしました。